



條 例

昭和二十三年四月九日 金 曜 日  
第 千 八 百 九 十 八 號

鳥取縣條例第二十七號

昭和二十二年十二月鳥取縣條例第三十八號縣立學校授業料徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條 授業料は次の通りとする。

全日制の課程にあつては年額貳千壹百六拾圓  
定時制の課程にあつては同七百貳拾圓  
夜間の課程にあつては同壹千貳百圓

附 則

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第二十八號

縣立學校入學選拔手数料徵收條例を次のように定める。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立學校入學選拔手数料徵收條例

第一條 縣立學校の入學志願者に對してはこの條例により入學選拔手数料を徵收する。但し盲學校、聾學校の生徒兒童に對してはこれを徵收しない。

第二條 入學選拔手数料は志願者一人につき五拾圓とする。

第三條 入學選拔手数料の納期については別に定める規則による。

第四條 納付した入學選拔手数料は如何なる場合でもこれを還付しない。

附 則

第五條 この條例は昭和二十三年三月一日からこれを適用する。

01055

告示

鳥取縣告示第六十七號

次の施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十三年四月一日設置しその事務費を市欄の適宜に定めた。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

事業種別施

設名 設置主体 所在地 一人一日

母子保護事業

倉吉町立母倉吉町 東伯郡倉吉 一、三三子寮 町大字仲之町

收容授産事業

旭村立收容、旭村 同旭村大字 一、三三授産場 今泉

同

渡村立更生寮 渡村 西伯郡渡村 一、三三

授産事業

三朝授産場 鳥取縣 東伯郡三朝村一、三三

鳥取縣告示第六十八號

昭和二十三年二月二十六日執行の境特別都市計畫復興土地區劃整理施行地區の土地區劃整理員選舉により特別都

市計畫法施行令第三十二條の補充員を次のように決定した。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土地所有者の部

住 所 氏 名

西伯郡境町大正町 岡 田 輝 二

鳥取縣告示第六十九號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により次の区域内に飼養するすべての蕃殖牝牛及種牝牛に對して牛の傳染性流産

「とりこもなす」症定期検診を施行するから當該牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛を牽付け検

診を受けなければならぬ。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検診月日 検診區域 検診場所 牽付時刻

四月廿三日 東伯郡竹田村 同上 午前九時

同 同 山守村 同上 同

同 同 上中山村 同上 同

同 同 同上 同上 同

同	廿四日	同	竹田村	同上	同	同	八日	同	三朝村	同上	同
同	同	同	山守村	同上	同	同	同	同	高城村	同上	同
同	廿六日	同	旭村	同上	同	同	十日	同	赤碕町	同上	同
同	同	同	南谷村	同上	同	同	同	同	西郷村	同上	同
同	同	同	下中山村	同上	同	同	同	同	高城村	同上	同
同	廿七日	同	旭村	同上	同	同	十一日	同	八橋町	同上	同
同	同	同	矢送村	同上	同	同	同	同	上井町	同上	同
同	同	同	安田村	同上	同	同	同	同	上北條村	同上	同
同	廿八日	同	旭村	同上	同	同	十二日	同	浦安町	同上	同
同	同	同	上小鴨村	同上	同	同	同	同	花見村	同上	同
同	同	同	成美村	同上	同	同	同	同	下北條村	同上	同
同	五月 六日	同	小鹿村	同上	同	同	同	同	下郷村	同上	同
同	同	同	社村	同上	同	同	十三日	同	東郷村松崎村同松崎村	同上	同
同	同	同	以西村	同上	同	同	同	同	下北條村	同上	同
同	七日	同	三徳村	同上	同	同	同	同	上郷村	同上	同
同	同	同	北谷村	同上	同	同	十四日	同	舍人村	同上	同
同	同	同	以西村	同上	同	同	同	同	中北條村	同上	同
同	同	同	以西村	同上	同	同	同	同	古布庄村	同上	同

01054

01056

01054

